

お知らせします

名寄市長選挙の投票日は、

4月23日(日)です。

風連町と名寄市の合併による新「名寄市」の市長選挙は、4月16日(日)告示、立候補届出の受付がされ4月23日(日)が選挙期日(投票日)となります。

投票できる方

- (1)昭和61年4月24日以前に生まれた方
 - (2)平成18年1月15日以前に旧名寄市、旧風連町に転入届出を済ませている方(ただし、この間に両市町間を移動した場合も含まれます。)
 - (3)投票の時に現に名寄市に住民登録されている方(地方選挙では、転出している方が投票することはできません。)
- 以上3つの条件を満たす方で選挙権の停止中でない方です。

投票の方法

(1) 期日前投票

選挙期日の4月23日(日)に投票所に行って投票することができない、名寄地区の方は名寄庁舎で、風連地区の方は風連庁舎でそれぞれ期日前投票をすることができます。

期日前投票の期間、日時はそれぞれ4月17日(月)から22日(土)までの午前8時30分から午後8時までです。

場所は、名寄庁舎は1階ロビ
選挙管理委員会事務局、風連
庁舎は1階会議室です。

智恵文地区の方は、19日(水)か
ら21日(金)までの3日間午前9時
から午後5時まで智恵文支所
で、また名寄庁舎でも17日(月)か
ら22日(土)までの午前8時30分
から午後8時まで期日前投票をす
ることが出来ます。

いずれの場合も投票所入場券
(ハガキ)を持参してください。

(2) 不在者投票の方法

仕事や旅行で名寄市から離れ
ている場合で期日前投票や選挙
期日の23日(日)に投票所に行つて
投票することができない方は、

期日前投票と同様に告示日の翌
日17日(月)から選挙管理委員会事
務局(名寄庁舎1階ロビー)に
「期日前投票又は不在者投票用
紙等請求書兼宣誓書」を提出し
て不在者投票をすることができ
ます。

選挙管理委員会事務局に対し
て「期日前投票又は不在者投票
用紙等請求書兼宣誓書」の提出
があった場合、現にあなたが滞

在している住所地に投票用紙・
投票用封筒を送付しますので、
これらの書類を受け取りました
ら速やかに滞在地の市区町村の
選挙管理委員会(市区町村役所
・役場で平日、通常は午前9時
から午後5時までの執務時間
中)に行つて不在者投票の手続
きをしてください。(日本国内
であればどちらの市区町村でも
受付してくれます。)

病院等に入院している方は、
その病院・老人ホーム等が一定
の規模で「不在者投票指定施設」
になっている場合は、その病院
施設を通じて不在者投票をする
ことができます。この場合まず
病院等の看護師さん・事務の方
に「不在者投票指定施設」にな
っているかを確認して、指定さ
れている場合は、「4月23日に
名寄市長選挙の投票があるので
不在者投票をしたいので手続き
をお願いします。」と申し出て
ください。病院施設があなたに
替わつて名寄市選挙管理委員会
に手続きしてくれます。

入院・入所している病院施設
が「不在者投票指定施設」にな
っていない場合は、の方法で
不在者投票をしていただくこと
となりますが、この場合は本人
が入院・入所している市区町村
の選挙へ行くことができないと
不在者投票をすることはできま
せん。

身体に重度の障がいがあり期
日前投票所や投票所に行つて投
票することのできない方は、郵

便等による不在者投票の制度が
あります。

障がいの程度が両下肢・体幹
・移動機能障害で1・2級、心
臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう
・直腸・小腸・免疫の障害で1
・3級、介護保険要介護5以上
の方が対象となります。これら
の方は、あらかじめ郵便投票証
明書の交付を受ける必要があります。
証明書の交付を受けてい
る方は、選挙管理委員会に郵便
等による不在者投票の請求をし
て、投票用紙が本人に届きまし
たら自宅で投票の記載をして簡
易書留等で選挙管理委員会に投
票を送付します。郵便投票証明
書の交付を受けていない方で、
前記の障がいの程度に該当する
と見込まれる方は、身体障害者
手帳・印鑑を持参して本人又は
家族等の代理人が手続きをし
てください。

以上の不在者投票は、選挙期
間が短期間ですのであらかじめ
宣誓書の受領や必要な手続きを
早めに準備されることをお勧め
します。

(3) 選挙期日4月23日(日)に投票所へ行って投票する場合

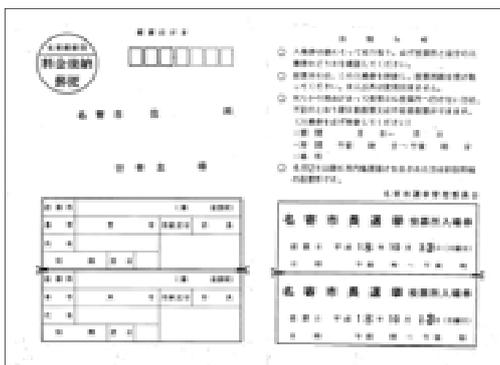
23日(日)の投票日に投票をされ
る方は、自宅に郵送されている
投票所入場券(ハガキ)を持参
して記載されている投票所へ投
票時間内に行つて投票をしてい
ださい。

投票所が開く時刻は、全ての
投票所で午前7時からです。
投票所を閉じる時刻は、名寄

地区では中名寄・共和・曙・弥
生・砺波・瑞穂・名寄日進の7
投票所と智恵文地区の4投票所
の合わせて11投票所と風連地区
の8投票所全部が午後7時まで
となっています。

投票所入場券(ハガキ)は、
1世帯2名連記で世帯主の方の
宛名で発送します。従つて1世
帯に有権者が3人の場合は、ハ
ガキは2枚となります。ハガキ
のご自分の部分の投票所入場券
をハサミで切り取つてご持参く
ださい。

選挙管理委員会では、期日前
投票・不在者投票のできる4月
17日(月)までには、皆さんに届く
ように準備をします。もし投票
の時にハガキがない場合でも、
受付で本人確認をしますので投
票はできますが、できるだけハ
ガキを持参していただくようご
協力願います。



新「名寄市」選挙投票区一覧

名寄地区

投票区	投票区の区域	投票所施設名
第1投票区	2区、3区、11区、東12区、西12区、ノースタウン	名寄小学校体育館
第2投票区	4区、6区、9区、10区	商工会館
第3投票区	1区、麻生区、豊栄区(条丁目の区域)、西町3区	南小学校南児童クラブ
第4投票区	7区、8区、15区、16区、第18区、鉄道区、マーガレットウイラ区、サビラー区	光名幼稚園
第5投票区	13区、14区、旭栄区、旭東区、清峰園	東小学校
第6投票区	寺町区、北5区、南5区、17区、19区、20区	西小学校体育館
第7投票区	西町1区、西町2区、21区、栄町区、中島区	豊西小学校フレイルーム
第8投票区	北新区、大橋区、大町区、北斗区、新北斗団地、旭東北区、大橋商工団地	東中学校格技室
第9投票区	日進区	名寄日進研修センター
第10投票区	砺波区	砺波会館
第11投票区	瑞穂区、内淵28番地	瑞穂研修センター
第12投票区	弥生区	弥生会館
第13投票区	曙区	西部地区集落センター
第14投票区	豊栄区の字豊栄の区域、徳田65番地	名寄中学校技術室
第15投票区	徳田区、旭ヶ丘区、南が丘区	徳田区福祉会館
第16投票区	中名寄区	東部地区集落センター
第17投票区	内淵区、瑞穂596番地	内淵会館
第18投票区	共和区	共和会館
第19投票区	高見区、緑丘区、農高区	高見区町内会福祉会館
第20投票区	更正区、振興区、中央区、瑞和区、親和区	多目的研修センター
第21投票区	八幡区、北星区、智北区	八幡会館
第22投票区	智南区、南区	南地区研修センター
第23投票区	智西区	智恵文地区公民館智西分館

風連地区

投票区	投票区の区域	投票所施設名
第24投票区	本町、仲町、南町、大町、西町(202番地)、北栄町、2区	福祉センター
第25投票区	西町、6区(第2, 3, 5, 6, 7行政班)	西町コミュニティセンター
第26投票区	新生町、緑町、8区、6区(第4行政班)	農村環境改善センター
第27投票区	10区(第3, 4行政班)、11区	旭コミュニティセンター
第28投票区	12区、13区	風連日進コミュニティセンター
第29投票区	9区、10区(第1, 2, 5, 6, 7行政班)15区	東風連子供と老人福祉館
第30投票区	3区、4区、5区	瑞生コミュニティセンター
第31投票区	西風連区	西風連コミュニティセンター

候補者の政見政策を知るためには

市長選挙の候補者の方の政策や公約を知るために、選挙管理委員会では候補者からの申し出により「市長選挙公報」を発行します。候補者の政見政策をよく見聞して大切な1票を投票しましょう。

選挙公報は、立候補届出受理後掲載順のくじをしてから印刷し全戸に配布します。従って早くても4月18日(火)午前中に各町内会・行政区を通じて各ご家庭に配布することとなるため若干配布が遅れますことをご理解願います。

また、市内149箇所に公営の候補者ポスター掲示場を設置します。ポスター掲示場を壊したり、いたずらすると公職選挙法で罰せられますのでご注意願います。